

天領

Vol. 72
2022/12



オペラ石見銀山 京都公演 (京都劇場)



石見神楽公演 (京都駅前)

石見銀山世界遺産登録15周年



「旅するひと皿」より

CONTENTS

● 令和4年度 通常総会を開催	1
● 令和4年度 事業計画	2
● 石見大田税務署長のごあいさつ	3
● インボイス制度が始まります！	4
● 大田市の企業訪問「さんべ食品工業株式会社」	6
● さあ自宅でe-Tax!	10
● 東京大田市人会 3年ぶりにリアル総会・懇親会開催	12
● 第37回 銀の道産業祭「手づくり百軒横丁」	14
● 「つくる楽しさ」・「出来たよろこび」ものづくり体験フェスタ	16
● 電子取引データの保存方法をご確認ください	18
● 天空の朝ごはん	21
● 銀のグローバルヒストリー 第3回 石見銀山に水銀アマルガム法が？	22
● ダイレクト納付で業務効率化！	25
● 簡単・便利な国税のキャッシュレス納付！	26
● 電子納税証明書がさらに便利に！スマホで請求！スマホで受取！	27
● 大同生命保険株式会社	28
● アフラック	29
● Web-TAX-TV「消費税の不正還付を許さない！」	30
● 編集後記	30
● AIG損害保険株式会社	31

表紙説明

本年、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」は登録15周年を迎えました。市内各地はもとより県外でも15周年を記念する各種イベントが開催され、多くの来場者で賑わっています。関連するイベントは令和5年2月まで実施されます。是非、足をお運び下さい。



令和4年度 通常総会を開催

6月22日、大田商工会議所において、令和4年度通常総会を開催しました。新型コロナウイルス感染症の拡大並びに健康面・安全面を考慮したなかでの開催となりました。

森田会長より、「新型コロナウイルスが2年にわたり社会経済に与えた影響は甚大で、事業を営む皆様にとって憂慮すべき状況となり、さらに諸物価の上昇等によって、社会、経済は様々な影響を受けております。完全な『日常』に戻ることは時間がかかるかもしれませんが、社会経済の回復が期待される中、当会においても税務署及び関連諸団体とも連携し、公益事業の充実に取り組むとともに、福利厚生等による組織強化を図り、『税のオピニオンリーダー』として、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、社会に貢献する法人会活動を少しずつでも展開していきたい」との挨拶がありました。

その後、議事に移り、下記の事項について審議が行われ、いずれも原案通り承認されました。

【審議事項】

1. 令和3年度決算報告承認について

【報告事項】

1. 令和3年度事業報告について
2. 令和4年度事業計画について
3. 令和4年度収支予算について

令和3年度の主な事業

【税に関する事業】

- ▶ 税制改正研修会
 - ・ 6月23日（大田商工会議所／参加者34名）
- ▶ 税金フォーラム
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し中止
- ▶ マイナンバーカードの取得促進及び電子申告の利用促進宣言
 - ・ 大田市及び石見大田税務署に対して宣言を行い、相談窓口を設置した。

【租税教育事業】

- ▶ 租税教室
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、本年も開催数減少となった。
 - 5月11日 五十猛小学校 児童10名、講師1名
 - 5月18日 北三瓶小学校 児童4名、講師1名
 - 5月24日 朝波小学校 児童14名、講師1名
 - 5月26日 長久小学校 児童29名、講師1名
 - ・ 学校でのIT環境の整備並びに新型コロナウイルスの感染拡大の影響で在宅機会が増えることなどから、防犯啓発のための標語「あなごめし」の関連グッズを作成し贈呈。
- ▶ 絵はがきコンクールの協力
 - ・ 応募作品総数 236点
- ▶ 税を考える週間PR活動
 - ・ 11月12日、PRチラシ・グッズを市内1カ所にて市民へ配布（女性部会員他）

【税の広報事業】

- ▶ 会報「天領」の発行
 - ・ 市内各まちづくりセンターや各関係機関などに無料配布。
- ▶ 国税電子申告納税システム（e-Tax）の普及
 - ・ ケーブルテレビ「石見銀山テレビ放送」にて45秒CMを放映。

【地域社会貢献事業】

- ▶ 大田市子ども神楽大会
 - ・ 12月19日、大田市民会館にて、石見銀山神楽連盟の協力を得て、市内外より4社中の参加により開催。

【経営支援活動】

- ▶ 新春経済講演会
 - ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し中止。

令和3年度 正味財産増減計算書（決算） 令和3年4月1日～令和4年3月31日まで （単位：円）

科目	当年度	科目	当年度	科目	当年度
I 一般正味財産増減の部		税の広報事業	1,670,758	当期経常外増減額	0
1. 経常増減の部		社会貢献事業	1,511,391	税引前当期一般正味財産増減額	△ 2,899,558
(1) 経常収益		経営支援事業	1,749,584	法人税・住民税及び事業税	0
基本財産運用益	180	福利厚生事業	14,709	当期一般正味財産増減額	△ 2,899,558
特定資産運用益	332	会員増強事業	1,452	一般正味財産期首残高	13,165,457
受取会費	3,940,000	会員支援事業	652,326	一般正味財産期末残高	10,265,899
事業収益	140,000	配賦	4,187,421	II 指定正味財産増減の部	
受取補助金	5,392,700	管理費	2,187,923	受取全法連助成金	4,942,700
受取負担金	150,000	【経常費用計】	12,569,476	一般正味財産への振替額	△ 4,942,700
雑収益	46,706	当期経常増減額	△ 2,899,558	当期指定正味財産増減額	0
【経常収益計】	9,669,918	2. 経常外増減の部		指定正味財産期首残高	0
(2) 経常費用		(1) 経常外収益		指定正味財産期末残高	0
研修事業	194,042	経常外収益計	0	III 正味財産期末残高	10,265,899
租税教育事業	387,390	(2) 経常外費用			
税制提言事業	12,480	経常外費用計	0		

令和4年度 事業計画

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

I. 基本方針・重点事項

- 公益社団法人としての事業運営について公益性を重視し、併せて法人会の理念である「法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である」に基づいて事業の推進を図る。
- 健全な納税団体としての役割を全うすべく、会員増強運動に努め、組織率55%を目指して、組織の拡充を図る。
- 「e-Tax」「eLTAX」「マイナンバーカード」の利用促進を図る
- 税務当局との連携協調に努め、広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

II. 主な事業計画

【公益関係】

1. 税の啓発活動

- 税に関する研修事業
 - 税制改正研修会
 - 税金フォーラムの開催
 - 税務研修会
 - 講演会の開催
- 租税教育
 - 租税教室への講師派遣
 - 租税教育アニメーションの普及
 - 絵はがきコンクールへの協力
- その他
 - 全国女性フォーラム
 - 全国青年の集い
 - 税を考える週間行事への協力・推進
 - 「e-Tax」「eLTAX」「マイナンバーカード」の利用促進
 - 参考図書の斡旋・参考資料の配付

2. 税の提言事業

- 提言活動
 - 税制改正提言事項の検討・提出
 - 改正税法に関する情報の提供
 - 全国大会

3. 税の広報事業

- 会報の発行
- ホームページの充実

4. 地域発展事業

- 文化講演会等の開催
- その他地域発展の為の研修活動

5. 経営支援活動

- 研修会・講習会の開催
 - 経済及び経営に関する講習会・研修会の開催
 - 商工会議所・商工会との共催事業の推進
 - 参考資料の配付

【共益関係】

6. 福利厚生事業

- 経営者大型総合保障制度の推進
- ビジネスガードプラン制度の推進
- がん保険制度の推進
- 福利厚生制度推進連絡協議会の開催

7. 会員増強活動

- 全国的な推進強化月間に合わせ、9～12月を推進強化月間とする
会員加入率は55%を目標とする
- 青年部会員増強と活動の充実・支援
- 女性部会員増強と活動の充実・支援
- 総務委員会による組織拡充

8. 会員支援事業

- 会員親睦チャリティーゴルフコンペ
- 参考図書の配布

9. 青年部会活動

- 年次大会・役員会の開催
- 税務研修会
- 地域社会貢献活動の実施
- 部会員親睦事業の実施
- 全国青年の集いへの参加

10. 女性部会活動

- 役員会の開催
- 税務研修会
- 部会員親睦事業の実施
- 全国女性フォーラムへの参加

【管理関係】

11. 諸会議

- 総会の開催
- 理事会の開催
- 常任理事会の開催
- 監査会の開催
- 正副会長会議の開催
- 各委員会の開催
 - 総務委員会（組織拡充を含む）
 - 事業委員会（研修等）
 - 税制委員会
 - 広報委員会
 - 厚生委員会

12. その他

- 全法連会議への参加
- 中法連会議への参加
- 県法連会議への参加
- 法人会全国大会・全国青年の集い・全国女性フォーラムへの参加

令和4年度 収支予算書

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	科目	当年度	科目	当年度
I 一般正味財産増減の部		研修事業	500,000	当期経常増減額	△ 313,594
1. 経常増減の部		租税教育事業	705,600	2. 経常外増減の部	
(1) 経常収益		税制提言事業	406,000	税引前当期一般正味財産増減額	△ 313,594
基本財産運用益	1,000	税の広報事業	970,000	法人税・住民税及び事業税	0
特定資産運用益	1,000	社会貢献事業	860,000	当期一般正味財産増減額	△ 313,594
受取会費	4,000,000	経営支援事業	500,000	一般正味財産期首残高	7,654,579
事業収益	100,000	福利厚生事業	20,000	一般正味財産期末残高	7,340,985
受取補助金	5,344,000	会員増強事業	40,000	II 指定正味財産増減の部	
受取負担金	150,000	会員支援事業	724,000	受取全法連助成金	4,994,000
雑収益	100,100	配賦	2,638,065	一般正味財産への振替額	△ 4,994,000
【経常収益計】	9,696,100	管理費	2,646,029	III 正味財産期末残高	7,340,985
(2) 経常費用		【経常費用計】	10,009,694		

石見大田税務署長のごあいさつ



石見大田税務署長
中元 康明

本年7月の定期人事異動で石見大田税務署長を拝命いたしました中元でございます。

公益社団法人石見大田法人会の皆様には、日頃から税務行政全般に対して、深いご理解と多大なるご協力

をいただき、厚くお礼申し上げます。

私は、隣町の川本町の出身で、前任は広島国税局調査査察部査察三部門の統括官として、査察事務に従事しておりました。鳥根県での勤務は、昭和60年6月に最初の赴任地であった松江税務署へ勤務して以来、2回目の勤務となります。当署管内には、国立公園「三瓶山」の大パノラマや縄文時代の森を現代に伝える「三瓶小豆原理没林」、更には、本年7月に世界遺産登録15周年を迎えた「石見銀山遺跡」、琴ヶ浜の鳴き砂、温泉津温泉などの史跡や名所が数多くあり、このような豊かな自然と歴史に恵まれた当地に勤務できることを大変光栄に思っております。前任の橋本署長と同様、よろしくお願い申し上げます。

公益社団法人石見大田法人会におかれましては、「法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」との、法人会の理念に基づいて、税務当局との連携強調に努められ、広く税知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与されるとともに、適正な申告納税制度の実現などに大きな役割を果たされております。更に、「大田市子ども神楽大会」の開催など、地域社会貢献事業にも積極的に取り組まれています。ここ数年はコロナ禍のため、「税金フォーラム」などの計画

されていた事業が中止される状況の中、大田市及び石見大田税務署に対し、「マイナンバーカード取得促進及び電子申告（e-Tax）の利用宣言」を行うなど、税の啓発活動も実施されています。特に、青年部を中心とした、租税教室への講師派遣については、石見銀山と税を題材とした「税から見る石見銀山」や生徒参加型の租税教育のプログラムの策定など、オリジナリティに溢れた租税教育教材を活用し、子供たちに対して、租税の意義や役割が正しく理解されるよう創意工夫をされており、その熱意とご努力に心から敬意を表す次第です。

さて、国税庁の使命は「納税者の自発的納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことです。そのためには、納税者の皆様の理解と信頼を得ることが不可欠であり、まず皆様方がより便利にスムーズに申告ができるように、新型コロナウイルス感染症対策に即応しデジタル技術を活用したスマホ申告やe-Tax、ダイレクト納付などのキャッシュレス納付の拡大など、使い勝手を高めて実際に使っていただけるように努力してまいります。

こうした中、令和5年10月から適格請求書保存方式（インボイス制度）が実施され、登録を受けた課税事業者である適格請求発行事業者が交付する適格請求書等の保存が、仕入税額控除の要件となります。同制度の円滑な実施に向けて、各種の周知・広報を実施しております。事業者の皆様方におかれましては、制度の理解を深めていただき、それぞれの事業の実態に応じた対応や準備を進められますようお願いいたします。

最後になりましたが、公益社団法人石見大田法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業のご発展を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

消費税

令和5年10月

事業者の方へ

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、原則、令和5年3月31日までに登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）

（令和4年8月）

📢 「インボイス」とは

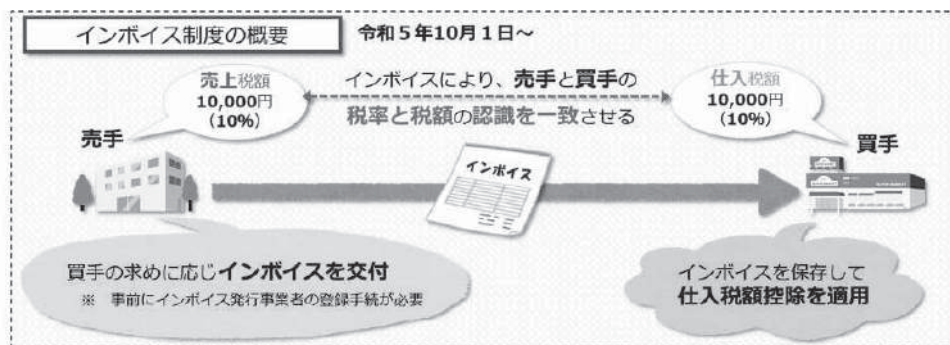
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

📢 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



📢 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続などを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方
向けのコンテンツ
も掲載中!

インボイス制度
特設サイト



📢 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット
はこちらから



インボイス制度の疑問
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への
事前予約をお願いします。

国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和4年8月)

さんべ食品工業株式会社



我が社の概要

社名 さんべ食品工業株式会社
所在地 本社工場 島根県大田市大田町大田イ403番地5
長久工場 同大市長久町長久イ531
資本金 1,955万円

我が社の沿革

昭和7年 『三瓶鉱泉合名会社』として創業。清涼飲料水の製造を開始。
昭和27年 こんにゃくの製造を開始。
平成5年 さんべ食品工業株式会社として改組。
平成16年 ジャム製造開始。
平成17年 有機JAS認証工場。
令和2年 市内老舗の和菓子製造会社『有限会社ささ井屋』の業務を継承し菓子の製造を開始
令和3年 『ささ井屋』の長久工場を正式に取得。清涼飲料水の製造設備を増設及び移設し製造を開始。

■ 創業 — 清涼飲料水の製造開始

弊社は当地の豊富な地下水を利用して、昭和7年にジュースやラムネなどの清涼飲料水を製造する会社として私の祖父が『三瓶鉱泉合名会社』を設立創業しました。

■ 蒟蒻製造の開始

戦後の昭和30年前より冬季の売上を確保するために、蒟蒻の製造販売を私の父が始め、通年売上の安定に寄与しました。

おりしも戦後の高度成長期の波に乗り社業も順調に発展し、県内では協業組合によるショッピングセンターの創業が相次ぎ、一時は、東は松江市、西は益田市まで蒟蒻製品を中心として取引先を拡充しておりました。

昭和60年前後を境に、大手資本のスーパーの進出が相次ぎ、取引先の地元スーパー、小売店も苦境に立たされ、弊社の業況も次第に苦しくなっていきました。また、清涼飲料水の売上も大手飲料メーカーの販売に押されてギリ貧となっていました。





■ ジャム製造 (OEM製造) の開始

平成16年頃、現状を打開すべく、新設備を導入しジャムのOEM製造を開始しました。同時にジャムや清涼飲料水のOEM製造を積極的に受託するようになり、業況も徐々に上向きになって行きました。

弊社のジャム造りは、島根県大田市産のブルーベリーをジャム（フルーツソース）にして東京のある生協に供給するという事が発端でした。そしてジャム製造のノウハウ、高い衛生管理手法等とそのフレンドリー企業から指導を受け、食品を造る上で重要な要素を教えていただき、レベルアップが計れたと考えています。また国産原料で添加物を出来るだけ使用しない物を作るという考え方を受け、清涼飲料水の製造もその方針に沿って添加物を出来るだけ使用しない物を作るようになりました。

弊社の『ママの優しさだぁ紫蘇、柚子、梅』は着色料、酸味料、香料、液糖は使用しないで造っています。ちなみに、ジャム製造を始めた時に新しいブランドが欲しいと考え、『スイート・ママ』というブランドを使い始めました。母親が子供に安心して安全な食品を食べさせたいという思いをブランドに込めました。

■ 菓子製造の開始、『ささい屋』の事業承継と新たな挑戦

大田町の本社工場は老朽化が進み、新しい衛生管理であるHACCPやFSSC等の導入が困難であると考えていました。また後継者も決まり、新しい工場を検討していたところ、島根中央信用金庫様や大田市商工会議所様の協力により老舗の『ささい屋』様の工場を取得する事となり、同時に菓子の製造も引き継ぐ事となりました。

『ささい屋』様の菓子は、寛政元年創業というとても長い歴史を誇り、また、和菓子から洋菓子まで地元では人気の菓子店でした。我が社は菓子造りに関して、知識の全く無い中で、如何にしてその伝統や技術を承継できるか不安でしたが、後継者である長男の嫁が、「お菓子造りをやってみたい」と言ってくれたので、我が企業の新たな柱となるべく挑戦してみる事になりました。

現在、本社の事務所が有った所に菓子販売の店舗を新設して営業を始めています。お近くに来られた時には是非お立ち寄りください。



さあ 自宅で e-Tax!

作成コーナー



確定申告書等作成コーナー から

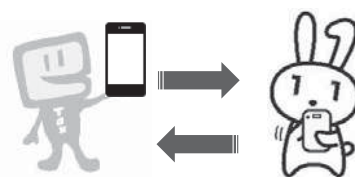
自動計算

画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪



自動入力

マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪



自宅から

確定申告はご自宅で！スマホで申告できます♪



「自宅からのe-Tax」5つのメリット！

税務署への持参



不要

印刷・郵送代



不要

添付書類



不要*

※一部の書類は除きます

確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間を除きます

還付金



早期
還付

3週間程度で還付！

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック



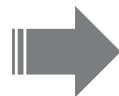
医療費控除

スマホ申告



マイナンバーカード方式

こちらからアクセス！



確定申告 動画



国税庁 法人番号7000012050002

裏面もご確認ください

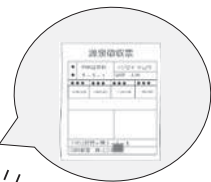
確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪

スマホで申告！

カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！



ノビヤリノ



源泉徴収票の
記載内容を
自動入力！

パソコンで申告！

スマホがICカードリーダーライタの代わりに！

用意するものは次の2つ

ICカードリーダーライタ不要！



マイナンバーカード

+



マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



マイナポータルアプリを
インストールするだけ！



令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利に！

マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！※

①e-Tax登録情報の確認
(読取1回目)



②電子署名の付与
(読取2回目)



③e-Taxへのログイン
(読取3回目)



①e-Taxへのログインのみ！



※過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！
パソコンの画面もリニューアル！



スマホ画面



パソコン画面

・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

東京大田市人会

3年ぶりにリアル総会・懇親会開催

150人が親睦深める



大田市出身の首都圏在住者でつくる「東京大田市人会」(田中修会長)の第17回総会・懇親会が、令和4年11月5日(土)に、東京都内(シーバンス ア・モール)にて開催されました。

昨年と一昨年は、コロナの影響もありオンライン開催でしたが、今年は3年ぶりのリアル開催にて、市人会の出席者は130名、来賓は楫野弘和市長のほか15名が参加し、約150名が親睦を深めました。

総会では、初めに市人会の田中修会長(メルビック電工株式会社 代表取締役会長)が挨拶をされ、東京大田市人会の会員有志で発足した大田市応援隊が「企業版 ふるさと納税」の広報ならびに募集活動を展開していることとお話しされ、参加者の皆様に対し、企業からの大田市への支援等についてお願いされました。

次に「えびす様」に扮した森山宏二副会長より、活動報告・役員選任・大田市応援隊の紹介がありました。



田中会長あいさつ



東京大田市人会役員紹介

続いて懇親会が開会し、最初に楫野市長が11月2日に京都で開催されたオペラ石見銀山のこと、山陰自動車道の整備進捗状況、道の駅ごいせ仁摩のオープン、「ブラタモリ」にて大田市が放映されたことなど、大田市の近況等についてお話をされました。また、角川文庫から出版されている「いも殿さま」についても紹介されました。



大田市特産品販売コーナー



楫野市長あいさつ

次に、渡辺辰朗副会長による乾杯の発声で懇親会がスタートしました。

懇親会は市人会実行委員会の企画で「ふるさとの思い出を堪能しよう」をテーマに、大田市にゆかりのある食材を使った大田市人会特製弁当や、神楽団（石見神楽東京社中）による石見神楽公演（恵比寿→鬼→大蛇）などの企画もあり、さらに会場内にて地元大田市の特産品等の販売（ロード銀山、J A石見銀山、平和亭）も行われ、賑やかな雰囲気の中で参加者それぞれが故郷の話に花を咲かせておられました。



市人会 田中修会長（中央）

また、大田市の近況報告として大田市役所政策企画課の伊藤昌彦課長による、ふるさと納税等のPRタイムもあり、さらに福引大会も賑やかに行われ、最後に「故郷」を全員で合唱し、お開きとなりました。



伊藤政策企画課長による
近況報告

ふるさと福引大会の様子



3年ぶりのリアル開催での市人会にて、久々に顔を合わせた大田市出身の皆様の楽しそうな笑顔が印象的で、皆様のふるさと大田市への思いを強く感じる事ができた市人会でした。

第37回 銀の道産業祭「手づくり百軒横丁」



銀の道産業祭「手づくり百軒横丁」は、毎年11月第1日曜日に仁摩町農村環境改善センターで開催しているイベントで、一昨年よりコロナ禍の為中止としておりましたが、この度3年ぶりに開催しました。

この産業祭は昭和40年代後半からおこなわれており、当時仁摩町の商工会・JA・JF・若人の会・商協等の地域団体が主体となって地域の賑や

かしとして産業祭は始まりました。その後、旧仁摩町時代に仁摩町役場が主体で「手づくり百軒横丁見本市」として引き継がれ、大田市の合併を機に現在は銀の道商工会が主催で開催しており、産業振興と地域活性化を兼ねたイベントになっています。また開催場所については、仁摩町農村改善センターだけでなく、現仁摩福祉会しおさい（旧仁摩小学校跡地）などでも開催されていました。

出店については、地元商工事業者をはじめ地域団体の方々や旧仁摩町と姉妹都市縁組であった上下町の方々にも参加してもらい、カレーライス・唐揚げ・きねつきもち、炭火炙り鶏等の美味しい料理、みかん・白菜・大根等といった季節の農産物や地元瀬摩高校生が授業で製造したジャムやパン等の加工品の販売、その他手芸品やフリーマーケット等を中心に今回は22店舗のお店に出店頂きました。

また多くの市民に来場して頂くためにステージイベントも開催し、地元大田西中学校と瀬摩高校の吹奏楽部の演奏、瀬摩高等学校の石見神楽部の神楽舞、地元バンドによるライブ、最後には恒例のお楽しみ抽選会を行い、子供から大人の方みなさん楽しんでいただけるようなイベントになりました。

下記の写真は、昭和59年頃と平成7年頃の「手づくり百軒横丁」当時の写真



「つくる楽しさ」・「出来たよるどび」 ものづくり体験フェスタ



大田地域技能士会が主催する、「ものづくり体験フェスタ」が11月20日（日）開催され、会場となった島根中央地域職業訓練センターには、多くの家族連れなどが訪れ、ミニ畳づくりや、石膏置物への色付けなど、技能士の丁寧な指導のもと、ものづくりの楽しさや、完成したときの喜びなどを味わいました。

この事業は、大田地域技能士会（会長 岡靖浩 会長）が、テーマを「つくる楽しさ 出来たよるどび」とし、①優れた技能と日常生活のつながりをアピールし、技能やものづくりへの理解を深め、技能の大切さを再認識する機会を設ける。②ものづくりの楽しさや素晴らしさを広く共有することで、後継者や将来の人材育成を図ることを目的とする、として開催したものです。

昨年に引き続き2回目の本年は、同会に所属する、建築大工、左官、塗装、造園、畳製作、瓦葺きなど様々な職種の技能士や関係者が、活動の理解促進や後継者問題の解決に繋げようと参加しました。

また本年は、飲食のブースも新たに設け、当市の特産であるアナゴの井やてんぶらなどの軽食も提供するなど、少しでも楽しんでもらえる内容にと工夫を凝らしました。

各ブースを訪れた家族連れなどは、それぞれの職種ごとに用意した、ミニ畳づくりや石膏置物への色付け体験のほか、コケ玉作りや塗り壁などの体験、瓦屋根の仕組みや石州瓦の特徴を学ぶなど、熱心に技能士の指導や説明に耳を傾け製作に取り組むとともに、また、技能士は匠の技も披露しな

大田地域技能士会とは

当技能士会は、会員の技能向上や社会的地位の向上、親睦を図るとともに、研修会・講習会の開催、技能大会の等への協力など、各種の活動を行う、様々な職種の技能士の集まりです。

がら、参加者の興味や関心を少しでも広げていこうと、熱心な指導に努めました。

特に、コケ玉作り体験は、準備の都合上、事前予約により参加者を募りましたが、全戸配布したフェスタ開催のお知らせが各家庭に届いたと同時に、予約の電話が入り、すぐに定員を充たすなど、人気の高さがうかがえました。

この他、こどもたちは、紙飛行機の作り方を工夫し飛ばす距離を競ったり、建築端材から木製の刀を作ってもらうなど、技能士と触れ合う楽しいひと時となりました。

フェスタを開催した、技能士会の岡靖浩会長は「天気も良く、多くの家族連れに参加していただき感謝しています。技能士会の様々な職種の活動について、少しでも理解をしていただき、また、こどもたちにも興味や関心思ってもらうきっかけづくりになればうれしいです。技能士会の活動においては、様々な課題はありますが、各技能士の横のつながりを深め、各自の事業にも貢献できれば、より意義のある活動になると考えています」と、フェスタ開催の意義や、今後の会の在り方について述べました。



刀づくりのリクエスト



石州瓦を学ぶ



紙飛行機を飛ばしてみよう



コケ玉作り

【令和4年1月以降用】

電子取引データの保存方法をご確認ください

- ◆ 令和5年12月31日までに行う電子取引については、**保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるように**していただければ差し支えありません（事前申請等は不要）。
- ◆ 令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

- 請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。
- 申告所得税・法人税に関して帳簿書類の保存義務がある全ての方にご対応いただく必要があります。

✓ 保存すべき電子データは？

◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ

（例）請求書、領収書、契約書、見積書など

※受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

※例えば、電子メールの本文・添付ファイルで請求書に相当する情報をやりとりした場合や、WEB上でおこなった備品等の購入に関する領収書に相当する情報がサイト上でのみ表示される場合には、それぞれの電子データを保存する必要があります（PDFやスクリーンショットによる保存も可）。

✓ どのように保存する必要があるのか？

◆ 改ざん防止のための措置をとる

「タイムスタンプ付与」や「履歴が残るシステムでの授受・保存」といった方法以外にも「改ざん防止のための事務処理規程を定めて守る」でも構いません。

◆ 「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

専用システムを導入していなくても、①索引簿を作成する方法や、②規則的なファイル名を設定する方法でも対応が可能です（詳しくは裏面をチェック）。

※ 2年（期）前の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。

◆ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける



✓ 改ざん防止のための措置について

- ◆ システム費用等をかけずに導入できる“改ざん防止のための事務処理規程”については、国税庁HPでサンプルを公表しています。

※Word ファイルで公表していますので、ひな形としてご活用いただけます。



✓ 検索機能を確保する簡易な方法について

以下のいずれかの方法でも、検索機能を確保していることとなります。

- ◆ 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で索引簿を作成しておくことで、表計算ソフト等の機能を使って検索する方法です。

〔イメージ〕

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20210131	110000	㈱霞商店	請求書
2	20210210	330000	国税工務店(株)	注文書
3	20210228	330000	国税工務店(株)	領収書
...				
49	20211217	220000	㈱霞商店	請求書
50	20211227	550000	国税工務店(株)	領収書

- ◆ 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「日付・金額・取引先」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法です。

〔イメージ〕



(例) 2021年1月31日 ㈱霞商店からの110,000円の請求書なら「20210131_110000_(株)霞商店」

※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

✓ 市販のソフトウェア等を使用する方への参考情報

- ◆ 電子取引データの保存については、専用システムやソフトウェア等をご用意いただかなくても対応いただけますが、保存や検索などが効率的にできるソフトウェア等も販売されています。
- ◆ 要件を満たしたソフトウェア等が確認するための認証制度があります。
市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署又は国税局に事前相談窓口も設けています。

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、 で

申告漏れがあった場合には…

売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は加算税が重くなります

改正内容

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される**加算税（過少申告加算税・無申告加算税）の割合が最大10%加重**される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。

（例）申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

対象となる事業者

- ✓ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う個人事業者
- ✓ 法人
- ✓ 消費税の課税事業者

会計ソフトを利用することで簡単に帳簿の作成ができます。会計ソフトの利用をぜひご検討ください。



対象となる帳簿

- ✓ 仕訳帳・総勘定元帳の売上げ（収入）の金額に関する部分
- ✓ 売上帳・現金出納帳などの売上げ（収入）の金額が確認できる帳簿

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、加算税の加重措置に関するQ&Aについては、国税庁ホームページをご覧ください。



記帳・帳簿等の保存制度



加重措置に関するQ&A

天空の朝ごはん

第5回 松江ツーリズム研究会観光大賞

さんべ荘 ((株)さんべ開発公社)が大賞を受賞

10月13日、(一財)松江ツーリズム研究会基金が主催する、島根県の観光振興や活性化に貢献のある個人や団体を顕彰する観光大賞に、(株)さんべ開発公社が選ばれ、表彰式が開催されました。

地域資源の「三瓶山」を活用したアドベンチャーツーリズム「天空の朝ごはん」を開発し、着地型観光商品として事業を推進してきた実績が評価され、受賞となりました。

「天空の朝ごはん」は、早朝5時頃（日の出1時間前）に観光リフトを特別に運行し、太平山に登頂。日の出などの絶景を見て非日常を味わってもらい、清々しい朝日を浴びながら朝食を取る企画です。特別に用意された朝食は、地元企業が連携して地元食材にこだわって作られています。

朝日が昇るにつれて参加者の顔が見えてくる意外性や、何度参加しても訪れる度に景色が変わり

感動するということで、SNSや口コミで広がり人気を博しています。開催告知はSNSのみながら、平成28年以降1,716人の参加がありました。直近では、告知すると直ぐに予約が埋まるような状況です。



石見銀山に 水銀アマルガム法が？

石見銀山資料館館長 仲野義文

来年のNHK大河ドラマの主人公は徳川家康である。江戸幕府成立期の家康の権力基盤を支えたのはいうまでもなく石見銀山をはじめとする金銀山だ。その支配を担当したのが代官頭の大久保長安である。

大久保長安は、天文14年（1545）、大和猿楽四座の一つ金春流宗家大蔵大夫家に生まれた。幼名を藤十郎と称した。父が戦国大名武田氏の猿楽師として仕えたのを縁に甲州に行き、武田氏の家老衆である土屋直村から姓を授けられ、兄とともに武田氏の家臣として召し抱えられた。武田氏のもとでは蔵前衆の一人として蔵入地（直轄地）の年貢収取や土木工事、さらには鉱山開発などにも携わり、次第に頭角を現していったという。天正10年（1582）武田氏が滅亡すると、すぐさま徳川家康に見出されその家臣として召し抱えられた。

大久保長安は、伊奈忠次・彦坂小刑部・長谷川長綱等とともに代官頭として地方行政・交通・都市建設など多分野に活躍し、家康政権下の基盤

作りに重要な役割を担った。その支配地域は、信濃・甲斐・伊豆・美濃・佐渡・越後・大和・石見に及び、一説には120万石にも達したとも言われる。

石見銀山には家康の銀山領有直後の慶長5年（1600）11月に赴き、翌年から石見銀山奉行に就任して支配にあたった。といっても、実際に現地に訪れたのは都合6度であり、多くは移動先から現地の銀山役人に宛てた書状によって指示が行われた。

大久保の書状は確認されているだけでも500通以上にも上っており、もちろんこの中には石見銀山関係のものもかなり含まれている。書状は多くが「仕置覚」と呼ばれる支配に関する指示書で、これらの内容から大久保が石見銀山をどのように支配したかをうかがい知ることができる。実はそのなかの一つに次のような大変興味深い内容のものが存在しているのである。

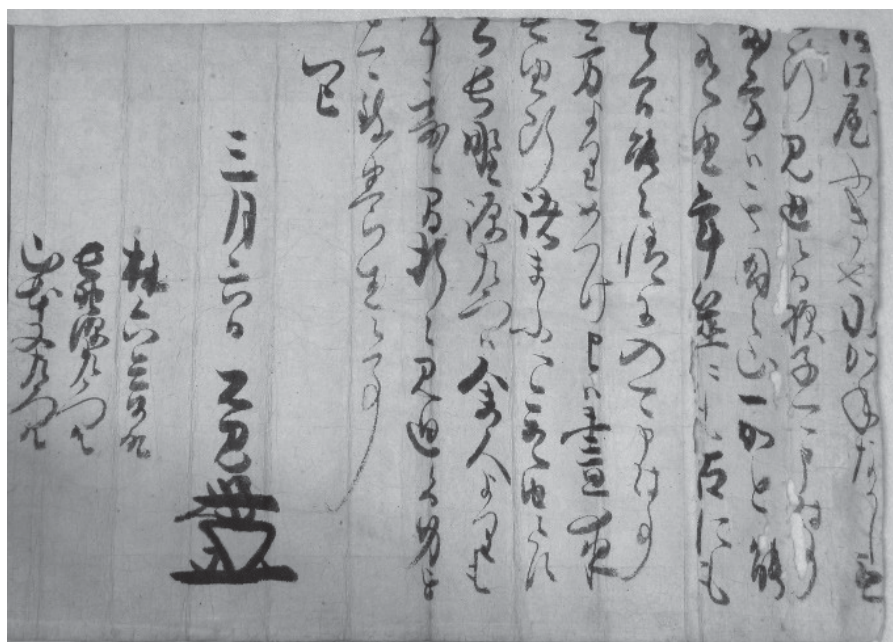
諸口屋・ふきや・水かねながし油断なく見廻り候て様子申し付くべき事

これは大久保から銀山役人長野源左衛門外2名に宛てた指示書であるが、内容は、口屋・吹屋とともに、水かねながしを油断なく見回るべきことを銀山役人に命じたものである。このうち文中にある「水かねながし」は水銀アマルガム法のこと、この「覚」はまさにその実施を示唆するものとして極めて重要な記述といえるのである。

ところで、一般に前近代の金銀製錬法としては、灰吹法と水銀アマルガム法が主流であった。水銀アマルガム法は1556年、スペイン人のバルトロメ・デ・メディナ（1500-1560）がパチュカ鉱山（1555年）で事業化に成功したことでたちまち普及し、わずか5年間たらずでメキシコの主

要鉱山でほとんど実施されるに及んでいる。彼が確立したこの技術は「パティオ法」と呼ばれるもので、粉碎した銀鉱石の粉末に水銀、塩を混合し、馬や人力によって攪拌して3、4か月の期間をかけてアマルガム（銀と水銀の合金）を生成した。アマルガムは加熱して水銀を気化させ銀と分離した。

その後1560年代にはボリビアのポトシ鉱山でも導入されている。ポトシの水銀アマルガム法は「カホネス法」といい、銀鉱石の粉末と水銀、塩の混合物をカホン（反応槽）に入れた後に反応を促すため加熱した点に特徴がある。これによりパティオ法の4分の1程度でアマルガムの生成ができた。中南米の鉱山では水銀アマルガム法の導入によって爆発的な銀の大增産を実現したのである。



「大久保長安覚」長野家文書

先の史料はこの技術が石見銀山で行われたことを示唆するものであるが、水銀アマルガム法が史料上認められる鉱山としてはこの石見以外に佐渡・伊豆があり、いずれも大久保長安が関与した鉱山であるという点が興味深い。一応、佐渡と伊豆についても見てみよう。

一、床屋御問吹、吹立念を入れ申し付け候、殊に水銀なかし過分に勘定いたし見申す所に、過分ノ御徳まいり候間、本床屋ヲやめ、水銀床やかいふ口木立ノ上ニ立申候、わきゝゝノ衆もこれを承、皆々水銀床屋ニ可致候由申候て伊セノ與右衛門宗徳などハ、はやなかし申候事

この史料は佐渡の川上家文書からの抜書である。この史料では「水銀流し」での製錬が、従来の灰吹法に比べ過分の御徳になるため、床屋の多くが水銀床屋に変更したことが述べられている。灰吹法に比べ設備投資が少なく、銀の回収率がよかったことが活況に繋がったのであろう。

次ぎに伊豆銀山の場合を見よう。

一、さいせんも申越候水かねニてくさりのしわけ様、この比いたし出し候間、上々のくさりとハ其まゝをき可申候、つねの上くさりはかりいつものことくこしらへさせ可申事

これは慶長13年（1608）、大久保長安から家老の戸田藤左衛門に宛てた覚書の記述である。同所

の場合佐渡のような本格的な床屋ではなく「水かねニてくさりのしわけ様」とあるように、実際には鉱石の品位検査のための製錬であったことがわかる。しかも、こうした方法は「この比いたし出し候」とあることから、佐渡とほぼ同じ頃に実施されたものといえるであろう。なお、石見の時期については不明であるが、佐渡・伊豆での実施時期から推して慶長12・3年頃ではなかろうか。

水銀アマルガム法については、家康もまた大久保同様外国の鉱山技術について強い関心を持っていた。事実慶長14年（1609）年にはドン・ロドリゴ宣教師を通じスペインからの鉱山技術者の招聘を依頼しており、この技術こそ他ならぬ水銀アマルガム法であった。（『日本見聞録』）石見などの鉱山へどのような経緯で同法が導入されたかはわからない。しかし、その背景には家康の関与があったのではあるまいか。程なく、佐渡を含め日本では水銀アマルガム法は行われなくなった。原因として水銀が高価であること、「鎖国」によって外国からの入手が困難になったこと、などが指摘されている。

石見銀山遺跡が世界遺産に登録された直後、メキシコ大使館から南米の技術者が石見銀山に来たのではないかと問合わせがあった。事実は不明であるが、水銀アマルガム法を指導しに来ていたとしたらとてもスケールの大きな話になっていたかもしれない。

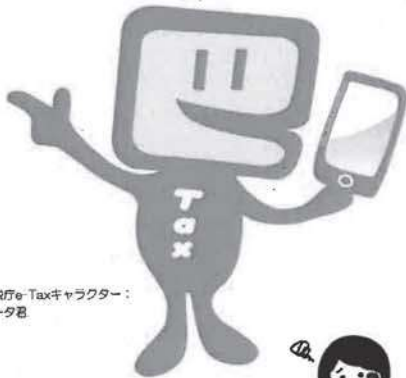
税金の納付は

簡単・便利な

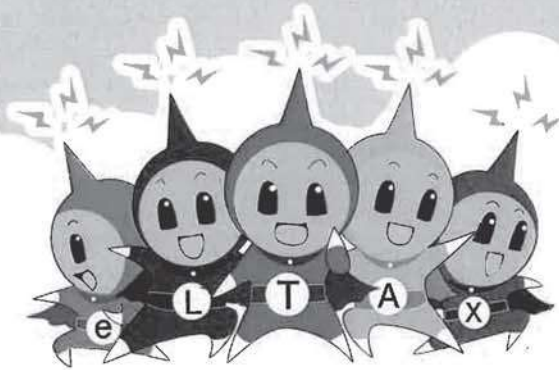
ダイレクト納付で 業務効率化！

ダイレクト納付とは…

国税の場合はe-Tax、地方税の場合はeLTAXを利用して、事前に届出をした預貯金口座からの振替により、簡単な操作で税金を納付することができる便利な電子納税の手段です。



国税e-Taxキャラクター：
イータス



eLTAXイメージキャラクター：エルレンジャー

BEFORE

これまでは…

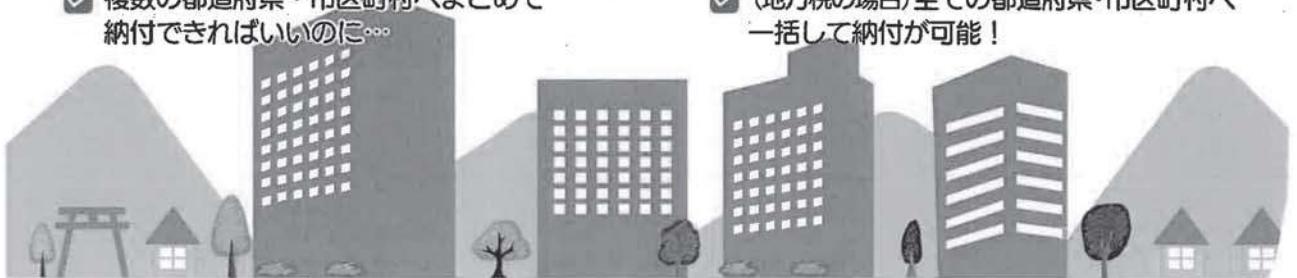
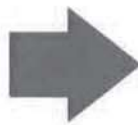
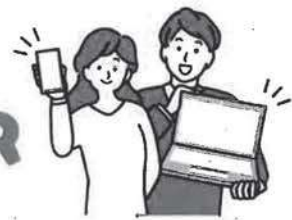
- ✓ 金融機関まで足を運ぶのが面倒…
- ✓ 窓口が混雑しているときは長時間待たないといけない…
- ✓ 源泉所得税や個人住民税の納付は毎月発生するし事務負担が大きい…
- ✓ 納付する日を指定できれば便利なのに…
- ✓ 複数の都道府県・市区町村へまとめて納付できればいいのに…



AFTER

これからは

- ✓ オフィスや自宅からPCで納付できます！
- ✓ 窓口で待たなくてもいい！
- ✓ PCで申告から納税まで一度でできます！
- ✓ 即時又は納付日を指定して納付ができます！
- ✓ (地方税の場合)全ての都道府県・市区町村へ一括して納付が可能！



国税の 簡単・便利な キャッシュレス納付!

国税ではダイレクト納付以外にも
便利なキャッシュレス納付を
ご用意しています。

振替納税 振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等
に係る国税を口座引落により納付する方法です。

**インターネット
バンキング等** インターネットバンキング口座など
から納付する方法です。

こんな方におススメ! 申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出
する必要のある方

- 申請手続は最初だけ!
- 初年度以降は自動で引き落とし!
- オンラインでも申請が可能!

※オンラインでの申請が利用可能な金融機関については、
国税庁ホームページをご確認ください。

パソコンやスマホから簡単に納付!

※利用可能な金融機関については、
「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp/>)」をご確認ください。

**クレジット
カード納付** インターネット上のクレジットカード支払の機能
を利用して、納付受託者が運営する専用サイト
から納付受託者に納付を委託する方法です。

スマホアプリ納付 スマホアプリを利用した新しい
納付の手段です。

- 事前手続きは不要!
- 専用サイトはこちらから ▶
<https://kokuzei.noufu.jp/>



令和4年12月導入開始予定!

詳しい情報は国税庁ホームページに今後
掲載しますので、是非ご確認ください!

※納付税額に応じた決済手数料がかかります。(手数料は国の収入にはなりません。)

e-Tax ホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報については、
e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。
e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」
(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。
ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

利用可能時間

電子納税の利用可能時間	下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。
e-Taxの利用可能時間	火曜日～金曜日(休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間 月・土・日・休祝日(メンテナンス日を除きます。) 8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

地方税のキャッシュレス納付!

- 地方税も、多くの都道府県・市区町村で口座振替、スマートフォン決済アプリ等によるキャッシュレス納付が導入されています。詳しくは、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。
- さらに、令和5年4月から、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等による納付がeLTAXで可能となる予定です。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

エルタックス



eLTAXとは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続を、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。
利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの接続環境、PCdeskの操作方法、よくあるご質問については、eLTAXホームページで詳しくお知らせ
しておりますので、ご覧ください。
ご利用に当たっての全般的なご質問は、eLTAXホームページのお問い合わせフォームでお問い合わせください。

リサイクルマーク(A)
この印刷物は、印刷後の紙へ
リサイクルできます。
令和4年9月

電子納税証明書(PDF)が さらに便利に! スマホで請求! スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

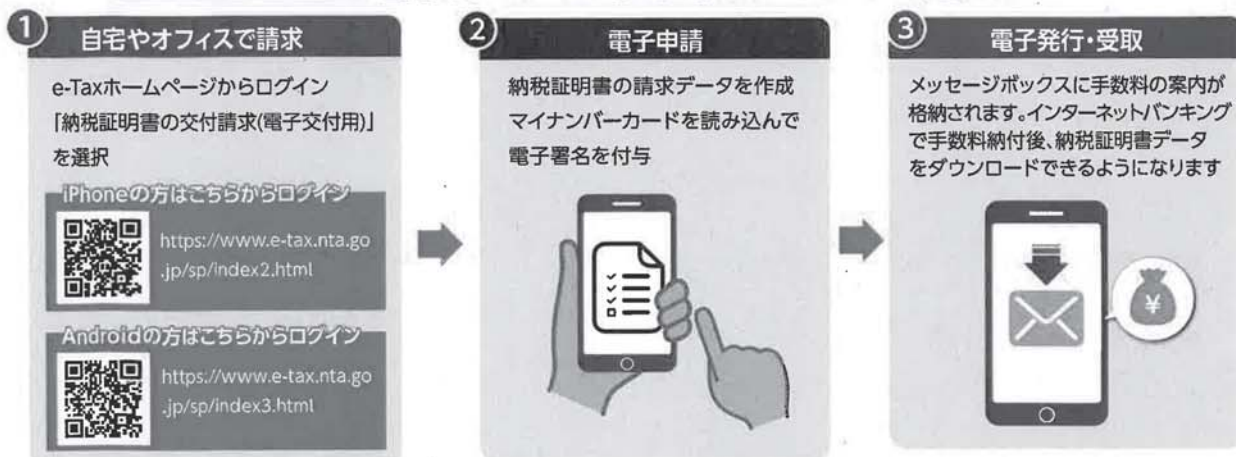
電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました!

💡 電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも印刷**してお使いいただけます!
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



..... 簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ



留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい
手続きは
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから
[https://www.nta.go.jp/taxes/
nozei/nozei-shomei/01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm)

さあ、保険の新次元へ。
T&D 保険グループ

その安心で、
企業とともに未来をつくる。



おかげさまで120周年
DŌDO 大同生命

山陰支社 出雲営業所/
島根県出雲市塩冶善行町12-2(中村ビル3F)
TEL 0853-21-4552



法人会がん保険制度
公益財団法人
全国法人会総連合

法人会会員企業にお勤めの方は、
おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん保険にできることを、
もっと。



幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまながんの悩みの解決をサポートするがん保険

ポイント
1

幅広い保障で経済的負担をサポートします。

治療前の検査から治療後の外見ケアまで幅広い保障でしっかり備えることができます。
また、公的医療保険制度の対象とならない新しい治療なども保障し、
がん治療の選択肢が広がるようサポートします。

ポイント
2

付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート(*)>

2023年1月23日
サービス提供開始予定

アフラックのよりそうがん相談サポーターが さまざまな悩みの解決をサポートします。

よりそうがん相談サポーターは、がん患者様のご相談サポートの経験がある
看護師・社会福祉士等のメンバーで構成された専任のサポートチームです。
お一人おひとりに合わせて信頼できる情報や安心して利用いただける
サービスをご案内し、お困りごとや疑問の緩和・解消をサポートします。



アフラックの
よりそう
がん相談
サポート

(*) アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。

◎商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。
Aflac アフラック

島根支社 〒690-0003 松江市朝日町498-6 日進松江ビル5F
法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1

アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

P22110 AFツール-2022-0288-2210010 7月20日

消費税の不正還付を許さない！



消費税の『不正還付』を企む悪質な納税者に対し、的確な審査・調査により未然防止に取り組む調査官の仕事をドラマ仕立てで紹介しています

編集後記

4年に1度の祭典サッカーワールドカップが開催されています。

ドーハの悲劇からドーハの歓喜に塗り替えられたドイツ戦の歴史的勝利、そして無敵艦隊といわれる強敵スペインに逆転劇を繰り広げ、暗いニュースが多い昨今、あきらめないSAMURAI BLUEに感動をおぼえたことでしょう。

大きな壁にチャレンジするその姿勢と勇気はいま我々が置かれているコロナ禍で困難に立ち向かうチャレンジ精神に火をつけたことでしょう。

まだまだ続くコロナ禍で高騰するエネルギーや、生活そのものがさらに変化が余儀なくされるなか、新たなアイデアと生き方そのものを問われているような気がしてなりません。

現在、国税庁をかたるショートメッセージ及びメールから国税庁ホームページになりすました偽のホームページへ誘導する事例が見つかっています。

私も不審なショートメッセージやメールが届きました、皆様ご注意ください。

詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

表紙の写真は、世界遺産登録15周年を迎えた石見銀山を題材とした「オペラ石見銀山 京都公演（京都劇場）」、「神楽公演（京都駅前）」と大森町で開催された「旅するひと皿」としました。

毎回好評の石見銀山資料館館長 仲野 義文氏による「銀のグローバルヒストリーの第3弾」石見銀山に水銀アマルガム法の話をお届けします。

数百年前グローバルに注目されていた誇れる石見銀山に夢を馳せ編集後記とします。

広報委員会 委員長 林 陽一



AIG損保

企業防衛・福利厚生目的に
法人会のビジネスガードシリーズ



Business Guard

会員企業をサポートする
AIG損保のリスクソリューション



- 政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災(業務災害総合保険)
- 会社で入る医療補償
ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)
- 初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える
スマートプロテクト(総合事業者保険)
- 地域社会に貢献する
ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)
- 企業向け第三者賠償責任保険
オールスターズ
ALL STARS(事業賠償・費用総合保険)
- 火災と地震災害に備える
プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約等)
- 個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応
情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)
- 役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える
MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)
- 海外進出企業向けサポートプラン
ワールドリスク
WorldRisk

この広告は保険の概要をご説明したものです。
「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。
2022年2月時点の内容です。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

山陰支店

〒690-0006
島根県松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル6F
TEL. 0852-26-2781 FAX. 0852-26-2776
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

結婚相談
無料

あなたの縁結びを応援します。

縁結び
ボランティア
はぴこ

による結婚相談所

大田はぴこ 交流サロン

「今まで出会いがなくて・・・」

「真剣に結婚を考えてみようかな・・・」

そんなあなたの相談に無料で応じます。

結婚したい気持ちはあっても、いざ結婚となると何からはじめていいのかわからなかったり、どこに相談すればいいのかと悩んでいる人はとても多いのでは・・・。

まずは、気軽に「はぴこ」に相談してみませんか？

日時 毎月 第2金曜日 午後7時～9時
(最終受付：午後8時30分)

場所 大田商工会議所 (大田市大田町大田イ309-2)
※会場は変更になることがあります。

お問い合わせ <大田はぴこ会> ☎080-2940-7266
受付時間▶平日10:00～18:00・毎月第2金曜日10:00～21:00

相談や申込に
必要なもの

- ①運転免許証、保険証などの、お名前と住所を確認できるもの。
- ②申込をされる場合は、写真(上半身1枚・全身1枚)を撮らせていただきます。



一般社団法人
しまね縁結びサポートセンター
SHIMANE ENMUSUBI SUPPORT CENTER

浜田センター
〒697-0016 島根県浜田市野原町1826-1 いわみーる4F
TEL：0855-25-1150
休所日：火・水・祝日、毎月第4土曜日、年末年始

公益社団法人石見大田法人会
会報「天領」第72号

令和4年12月発行

公益社団法人
石見大田法人会 大田市大田町 大田商工会議所内 TEL 0854-82-0765
発行所 編集 広報委員会委員長 林 陽一
印刷 (有)つきはし印刷 大田市鳥井町鳥越413-42 TEL 0854-82-0540